

令和2年度 事業計画

今年度は改称して1年、名称にある循環型社会の推進に向け、これまで実施している産業廃棄物の適正処理、再生利用及び資源循環に関する研修会や講習会、電子マニフェストの操作研修会等をさらに充実することとしています。

また、産業廃棄物処理業界としての信頼性の向上や社会的使命の達成を図るため、労働安全衛生や健康経営の推進に努めるほか、優良産廃処理業者認定制度や電子マニフェストの普及など、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指し、関係機関との連携・協力の下に各種事業を積極的に展開することとしています。

具体的な事業は次のとおりです。

1 産業廃棄物の相談事業

(1) 許可申請相談

会員及び県民、事業者からの許可申請相談、事業相談等に対し、指導・助言並びに情報提供を行う。

(2) 処理委託契約、マニフェストに関する相談

会員及び県民、事業者からの委託契約等の相談に対し、指導・助言並びに情報提供を行う。

(3) 廃棄物処理・再生利用等の相談

会員及び県民、事業者からの適正処理、再生利用及び資源循環等に対し、指導・助言並びに情報提供を行う。

2 適正処理の推進に関する事業

(1) 産業廃棄物適正処理推進講習会等の開催

① 産業廃棄物適正処理推進講習会の開催（富山県、富山市の委託事業）

廃棄物の適正処理やリサイクルの推進を図るため、許可業者及び排出事業者等を対象とした講習会を開催する。

② 技術管理者研修会の開催（富山県、富山市の委託事業）

産業廃棄物処理施設設置事業所の技術管理者及び一般廃棄物処理施設設置事業所の技術管理者を対象に、一般廃棄物処理施設協議会と連携・協力して処理施設の維持管理等、適正処理に関する研修会を開催する。

③ 許可更新手続き説明会の開催（富山県、富山市の委託事業）

更新許可申請業務をスムーズに進めるため、許可期限が到来する収集運搬業者を対象に年3回、処分業者を対象に1回、手続き説明会を開催する。

④ 電子マニフェストの普及・促進

「電子マニフェスト操作体験セミナー」の開催等により、電子マニフェストの普及・促進を図る。

(2) 産業廃棄物処理業許可業者名簿の作成（富山市の委託事業）

産業廃棄物の適正処理を推進するため、「産業廃棄物処理業許可業者名簿」を作成する。

(3) 環境フェアへの参加・協力

環境問題への県民の関心の高まりに対応し、環境フェアに出展するほか、参加会員に対し助成を行う。

(4) 環境月間事業への協力

6月の環境月間事業の一環として実施される行政機関ポスター募集事業に協賛し、引き続き(一社)富山県産業資源循環協会会長賞を設ける。

(5) 暴力追放対策会議の開催、富山県暴力団排除組織連絡会議の参加

(一社)富山県構造物解体協会と協力して暴力追放対策会議を開催するほか、暴力団排除組織連絡会、暴力追放富山県民大会等へ参加協力する。

(6) 富山県不法処理防止連絡協議会との連携・協力

行政や富山県不法処理防止連絡協議会と連携して、不法投棄防止等の啓発を行う。

(7) 不法投棄廃棄物の撤去活動や災害廃棄物の処理協力

富山県不法処理防止連絡協議会と連携して、市町村等の要請を受けて不法投棄廃棄物の撤去活動を実施するほか、富山県と締結した災害廃棄物の処理協定に基づき災害発生時の廃棄物処理等の協力をを行う。

(8) (公社)全国産業資源循環連合会等との連携・協力

(公社)全国産業資源循環連合会と連携・協力し、全国会長会議をはじめ、事務局責任者会議、職員事業研修会、信越・北陸地域協議会、産業廃棄物と環境を考える全国大会等に参加・協力をを行う。

3 マニフェストの普及啓発・頒布及び許可申請に係る講習会の開催事業

(1) マニフェストの普及啓発・頒布事業

廃棄物処理法で義務付けられたマニフェストの普及啓発を目的として、(公社)全国産業資源循環連合会作成のマニフェストの頒布等により、産業廃棄物の適正処理を推進する。また、廃棄物処理法改正を踏まえ、電子マニフェストの普及に努める。

(2) 産業廃棄物の許可申請に係る講習会の開催事業

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターや(公社)全国産業資源循環連合会と連携・協力して収集運搬業の新規及び更新の許可講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を開催するほか、会員に対し、許可期限の周知を図る。

4 会員研修及び委員会・専門部会に関する事業

(1) 各種研修会・講習会の開催

① 環境経営研修会の開催

産業廃棄物処理に関する経営手法の向上のため研修会や講習会を開催する。

② 施設見学会の実施

産業廃棄物の適正処理やリサイクルに関する知識及び処理技術の向上を図るため、先端処理技術を有する企業等の見学会を実施する。

③ 労働安全衛生講習会の開催

労働基準監督署や労働安全衛生コンサルタント等と連携して、労働災害防止研修会を開催する。

④ リスクアセスメント研修会の開催

労働安全衛生法の改正によりリスクアセスメントの導入が努力義務化されたことから中央労働災害防止協会の協力を得てリスクアセスメントの普及を図るため、研修会を開催する。

⑤ 産業廃棄物処理業従事者人材育成研修会

(公社)全国産業資源循環連合会と連携し、産業廃棄物の処理に携わる人に対し、産業廃棄物処理の基礎的な知識の習得や適正処理業務の知識の習得を目的とした研修会を開催する。

⑥ 健康保持・増進セミナーの開催

職場における従業員の心身両面の健康の保持・増進を図るためのセミナーを開催する。

⑦ 労働災害防止計画の推進

(公社) 全国産業資源循環連合会が2020年度を初年度とする第2次労働災害防止計画作成と連携し、会員の労働災害防止に向けた安全衛生規定策定の増加を図り、労働災害防止計画を推進する。

(2) 広報・情報提供

① 「循環とやま」の発行

産業廃棄物に関する法令、行政の動き、技術動向等の諸情報及び協会事業活動を収録する「循環とやま」を年4回発行し、会員及び関係者に配布する。

② ホームページの充実

ホームページのレイアウトを画像、ボタン等により見やすくするほか、必要に応じて行政ニュース等のバックナンバーを掲載する。

③ 関係図書等の配布

廃棄物処理法に関する関係法令集等を頒布するほか、関係図書の斡旋を行う。

5 組織活動の推進

(1) 総会の開催

毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要に応じて開催し、協会の運営に関する重要な事項の議決をはじめ、表彰規程に基づいて功労者、優良事業所、優良従業員の表彰を行う。

(2) 理事会の開催

随時開催し、円滑な協会運営及び充実した事業活動の推進に努める。

(3) 委員会等開催事業

① 委員会の開催

随時開催し、円滑な協会運営及び充実した事業活動の推進に努める。

② 青年部会活動への支援

全国産業資源循環連合会の青年部協議会との連携の強化を図るとともに、青年部会活動への助成等を行う。

(4) 新規会員の加入促進

当協会未加入産業廃棄物処理業者の加入促進を積極的に図るとともに、処理業者との連携を一層深めるため、排出事業者等の加入についても推進する。